

## 漁港漁場関係事業の設計積算に係る端数処理の取り扱いについて

三重県が発注する漁港漁場関係事業の業務価格等の算出では、下記の端数処理を行う。

### 1. 端数処理について

- ① 制定年度の漁港漁場関係工事積算基準（公益社団法人全国漁港漁場協会発行）による。

ただし、業務価格、測量作業費、潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）、測量調査費、一般調査業務費、解析等調査業務費等は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。

単価契約は除くものとする。

- ② ①に記載がない項目等は、制定年度の積算基準（調査・測量編、計画・設計編）（三重県県土整備部）を準用する。

### 2. 適用日

令和4年1月4日以降の公告にかかるものとする。

事務局 農林水産部 水産基盤整備課  
TEL059-224-2597 Fax059-224-2608  
E-mail : suikiban@pref.mie.lg.jp